

飲食店や給食施設などで調理業務に  
従事している調理師は  
**調理師業務従事者届**  
を出しましょう

令和2年12月31日

現在の状況を

令和3年1月15日までに

就業地を所管する県保健所（就業地が盛岡市の場合は  
岩手県県央保健所）に届出

届出の方法 ⇒ 保健所窓口への提出、郵送、電子申請

※保健所窓口の届出期間は、令和3年1月4日(月)～令和3年1月15日(金)  
(土曜日、日曜日、祝日を除く)です。

飲食店や給食施設などで調理業務に従事している調理師は、調理師法第5条の2に基づき、氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、2年ごとにその就業地の都道府県知事に届け出ることが義務づけられています

## 厚生労働省・岩手県

●問合せ先：最寄の県保健所 または 県庁 県民くらしの安全課  
(019-629-5322)

【岩手県公式ホームページ】

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/anzenanshin/shoku/chorishi/1004424.html>

「岩手県 調理師業務従事者届」で検索

【届出には電子申請がご利用いただけます（パソコン・スマートフォン）】

令和2年12月31日から受付開始です。 ※ 令和2年12月30日まではアクセスできません。

[https://s-kantan.jp/pref-iwate-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=2426](https://s-kantan.jp/pref-iwate-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=2426)

「岩手県 調理師業務従事者届 電子申請」で検索